

雄武町お試し暮らし事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住等希望者が一定期間、雄武町（以下「町」という。）で生活体験ができる機会を提供するため、雄武町お試し暮らし住宅（以下「住宅」という。）を開設し、定住施策を推進することにより人口の流入を促し、町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住等希望者 町への移住を希望又は検討する者並びに町内でテレワークをしようとする者のうち、町の移住担当窓口を通じて移住又はテレワークをしようとする者。ただし、転勤又は婚姻による転入者は除く。
- (2) テレワーク 情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに働くこと。
- (3) お試し暮らし住宅 日常生活を営むための家具什器を備え、手軽に生活を体験できるように町が貸し付ける住宅で、次に定めるところによる。

名 称	住 所	構 造	延面積	備 考
お試し暮らし住宅 (宮の森荘)	雄武町字雄武 1671-13	木造平屋建 (2LDK+ホール)	210.74 m ²	平成5年建設

(借用申請)

第3条 住宅の借受けを希望する移住等希望者（以下「借受者」という。）は、「雄武町お試し暮らし住宅借用申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 「雄武町お試し暮らし住宅利用誓約書」（様式第2号）
- (2) 本人確認ができる書類（マイナンバーカード（表面）その他官公署が発行した証明等の写し）
- (3) 事前アンケート

(貸付許可)

第4条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、「雄武町お試し暮らし住宅貸付許可（不許可）通知書」（様式第3号）を交付する。

- 2 町長は、申請書について、提出を受けたときの順番にかかわらず、記載内容に基づき、移住の希望意欲と積極性を判断し、貸付を許可する移住希望者を選考することができる。
- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、前条の申請をした移住希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 建物、設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。

- (3) その他住宅の管理上支障があるとき。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

4 貸付の許可を受けた借受者は、許可された借用を変更又は中止するときは、「雄武町お試し暮らし住宅借用変更（中止）申請書」（様式第4号。以下「変更等申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 町長は、変更等申請書を受領し、適当と認めたときは、「雄武町お試し暮らし住宅貸付変更（中止）承認通知書」（様式第5号）を借受者に交付するものとする。

（契約）

第5条 貸付の許可を受けた借受者は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を「雄武町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」（様式第6号。以下「契約書」という。）により町長と締結し、住宅を借受けるものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを「雄武町お試し暮らし住宅定期賃貸契約についての説明」（様式第7号）を交付して説明するものとする。

（貸借期間）

第6条 住宅の貸借期間は1週間以上1か月以内とし、前条に規定する契約書において定める。

2 貸借期間の初日の入居及び末日の退去は原則として、雄武町の休日を定める条例（平成4年条例第17号）第1条第1項第1号から第3号までに規定する日を除いた日のそれぞれ午前9時から午後4時までの間に行うものとする。

（住宅借用料）

第7条 住宅の借用料は、次に掲げるとおりとする。

期 間	金 額	備 考
1月（6月～9月）	60,000円	貸借期間に1か月未満の端数があるときは、30で除した額をもって日割り計算する。
1月（10月～5月）	75,000円	

2 借受者は前項の借用料を前納しなければならない。

3 第1項の借用料は、住宅借上料、光熱水費（電気料、灯油代、ガス代及び上下水道料）、放送受信料、インターネット通信料及び消費税（第4項の規定に該当する場合）を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品並びに交通費は含まず、借受者の負担とする。

4 貸借期間が1か月に満たない期間の借用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第16条の2の規定による消費税を賦課した料金とする。

5 第2項により納めた借用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。

6 前項の規定により借用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 天災事変、借受者又は親族の疾病、その他借受者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差引いた差額の100分の100

(2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差引いた差額の100分の100

(3) その他やむを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

(借受者の遵守事項)

第8条 借受者は、前条第1項による借用料を納めた後に、町長から当該住宅の鍵を受取り、住宅を借受けるものとする。この場合、借受者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品、什器類等を適切に取扱うこと。

(3) 借受者は、住宅周りの除草や除雪を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) 借受者は、住宅の貸借期間が満了したときは清掃を行うとともに、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。

(6) その他住宅の借用に関し町長が必要と認める事項

(制限される行為)

第9条 借受者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。

(2) 就業すること。ただし、テレワークを除く。

(3) 興行を行うこと。

(4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。

(5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

(6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(8) ペットを同伴すること。

(9) 住宅の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。

(10) その他住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付許可の取消し)

第10条 町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の規定による貸付許可を取消することができる。

(1) 第3条の規定による申請内容に偽りがあったとき。

(2) 前2条の規定に違反する行為があったとき。

2 前項の規定による貸付許可の取消しをする場合は、町長は借受者に対して、「雄武町お試し暮らし住宅貸付許可取消通知書」(様式第8号)を交付するものとする。

(明渡し)

第11条 借受者は、借用期間が終了する日まで及び前条の規定に基づき貸付許可が解除された場合にあつては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、借受者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 借受者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡日及びその時間を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき借受者が行う原状回復の内容及び方法について借受者と協議するものとする。

(立入り)

第12条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の承諾がなくても住宅内に立入ることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第13条 借受者は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による住宅又は設備若しくは備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第14条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

雄武町お試し暮らし住宅借用申請書

年 月 日

雄武町長 様

申請者 住所

氏名

雄武町お試し暮らし住宅を借用したいので、雄武町お試し暮らし事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 2回目以降(回目)			
借用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで			
借用の目的	<input type="checkbox"/> 雄武町への移住を希望するため <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 他の候補地も含め移住を検討するため <input type="checkbox"/> その他 ()			
借用予定者	氏 名	年 齢	職 業 等	申請者との続柄
				本人
電話番号(自宅)		電話番号(携帯)		
メールアドレス				
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 雄武町お試し暮らし住宅利用誓約書（様式第2号）・ 借用予定者全員の現住所及び本人が確認できるもの（マイナンバーカード（表面）等の写し）・ 事前アンケート			
備考				

様式第2号（第3条関係）

雄武町お試し暮らし住宅利用誓約書

雄武町長 様

雄武町お試し暮らし事業実施要綱の規定に基づき、お試し暮らし住宅の借用が許可されたときは、同要綱の規定を遵守するとともに、町長の指示に従い、お試し暮らし住宅を借用することを誓約します。

年 月 日

住所

氏名

様式第3号（第4条関係）

雄武町お試し暮らし住宅貸付許可（不許可）通知書

年 月 日

様

雄武町長

年 月 日付で申請のありました雄武町お試し暮らし住宅の借用について、次のとおり決定しましたので、雄武町お試し暮らし事業実施要綱第4条の規定に基づき、通知します。

貸付の可否	許可する ・ 許可しない
理由 (許可しない場合)	
貸付を許可する 住宅の名称 及び所在地	お試し暮らし住宅（宮の森荘） 雄武町字雄武 1671-13
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで (月 日間)
付帯条件	雄武町お試し暮らし事業実施要綱の規定を遵守すること。
備考	

留意事項

- 1 雄武町お試し暮らし事業実施要綱第5条の規定に基づき、「雄武町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」（様式第6号）により契約を締結してください。
- 2 上記の貸付内容を変更又は中止するときは、「雄武町お試し暮らし住宅借用変更（中止）申請書」（様式第4号）を町長に提出してください。

様式第4号（第4条関係）

雄武町お試し暮らし住宅借用変更（中止）申請書

年 月 日

雄武町長 様

申請者 住所

氏名

先に貸付許可を受けた内容を変更（中止）したいので、雄武町お試し暮らし事業実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

貸付を許可された 住 宅 の 名 称 及 び 所 在 地	お試し暮らし住宅（宮の森荘） 雄武町字雄武 1671-13	
貸付を許可された 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (月 日間)	
変 更 (中 止) 理 由		
※ 変 更 の 場 合 変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
そ の 他 特 記 事 項		
備 考		

※雄武町お試し暮らし住宅貸付許可通知書を添付してください。

様式第5号（第4条関係）

雄武町お試し暮らし住宅貸付変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

雄武町長

年 月 日付で申請のありました雄武町お試し暮らし住宅借用の変更（中止）について、次のとおり承認します。

貸付を許可された 住 宅 の 名 称 及 び 所 在 地	お試し暮らし住宅（宮の森荘） 雄武町字雄武 1671-13	
貸付を許可した 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (月 日間)	
変 更 (中 止) 事 項		
※ 変 更 の 場 合 変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
そ の 他 特 記 事 項		
備 考		

様式第6号（第5条関係）

雄武町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書

（契約の締結）

第1条 貸主雄武町（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、第2条に掲げる財産（住宅）（以下「住宅」という。）の貸付について、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（住宅）

第2条 甲は、町が所有する次に掲げる住宅を乙に貸し付けるものとする。

名称	住所	構造	延面積	建設年
お試し暮らし住宅 （宮の森荘）	雄武町字雄武 1671-13	木造平屋建 （2LDK+ホール）	210.74 m ²	平成5年

（貸借期間）

第3条 貸借期間は、1週間以上1か月以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始期	年 月 日から	月 日間
終期	年 月 日まで	

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

（住宅借用料）

第4条 住宅の借用料は、下記のとおりとする。

期間	金額	備考
1月（6月～9月）	60,000円	貸借期間に1か月未満の端数があるときは、30で除した額をもって日割り計算する。
1月（10月～5月）	75,000円	

2 乙は前項の借用料を前納により甲に支払わなければならない。

3 第1項の借用料は、住宅借上料、光熱水費（電気料、灯油代、ガス代及び上下水道料）、放送受信料、インターネット通信料及び消費税（第4項の規定に該当する場合）を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品並びに交通費は含まず、乙の負担とする。

4 貸借期間が1か月に満たない期間の借用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第16条の2の規定による消費税を賦課した料金とする。

5 第2項により納めた借用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。

6 前項の規定により借用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 天災事変、乙又は乙の親族の疾病、その他乙の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差引いた差額の100分の100
- (2) 甲が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差引いた差額の100分の100
- (3) その他やむを得ない事由により甲が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

(遵守事項)

第5条 乙は、前条第1項の規定による借用料を納めた後に、甲から当該住宅の鍵を受取り、住宅を借受けるものとする。この場合、乙は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに甲にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品、什器類等を適切に取扱うこと。
- (3) 乙は、住宅周りの除草や除雪を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 乙は、住宅の貸借期間が満了したときは清掃を行うとともに、直ちに住宅の鍵を甲に返却すること。
- (6) その他、住宅の借用に関し甲が必要と認める事項

(制限される行為)

第6条 乙は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。ただし、テレワークを除く。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) ペットを同伴すること。
- (9) 住宅の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(損害賠償)

第7条 乙は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による住宅又は設備若しくは備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(事故免責)

第8条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

2 天災、地変、火災等により住宅を通常の用に供することができなくなった場合、本契約は当然消滅する。

(明渡し)

第10条 乙は、本契約が終了する日まで及び前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡日及びその時間を事前に甲に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第11条 甲は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、住宅内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本契約書2通を作成し、それぞれその1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲) 住所

氏名

印

借主(乙) 住所

氏名

印

様式第7号（第5条関係）

雄武町お試し暮らし住宅定期賃貸契約についての説明

年 月 日

貸主(甲) 住所
氏名

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間満了により賃貸借は終了するので、期間満了の日に、下記住宅を明け渡してください。

記

1 住 宅	名 称	お試し暮らし住宅（宮の森荘）		
	所 在 地	雄武町字雄武 1671-13		
	台帳番号			
2 契約期間	始 期	年 月 日から	月 日間	
	終 期	年 月 日まで		

上記住宅について、借地借家法第38号第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

借主(乙)住所

氏名

様式第8号（第10条関係）

雄武町お試し暮らし住宅貸付許可取消通知書

年 月 日

様

雄武町長

雄武町お試し暮らし事業実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおりお試し暮らし住宅の貸付許可を取り消すこととしたので通知します。

ついては、住宅を原状回復のうえ、ただちに住宅の明渡しをしてください。

記

1 貸付許可を取り消す住宅の名称及び所在地

お試し暮らし住宅（宮の森荘） 雄武町字雄武 1671-13

2 貸付許可を取り消す理由